

2019年7月8日

各位

株式会社宮崎太陽銀行

**「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」
を踏まえた預金規定改定のお知らせ**

株式会社宮崎太陽銀行（頭取 林田 洋二）は、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2019年10月1日（火）から預金規定を改定いたします。

規定改定後は、新規取引の開始時にお取引内容やお客さまに関する情報等を、従来よりも詳細に追加で確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客さまについても、お取引の内容や状況等に応じて、過去にご確認させていただいたお客さまの取引目的やお客さまに関する情報等を、銀行の窓口や郵便等により、再度ご提示・ご提出いただく場合がございます。

なお、当行がご依頼した資料の提出や、各種質問へのご回答について適切にご対応いただけない場合、止むを得ず新規のお取引をお断りさせていただく場合がございます。また、既にお取引いただいているお客さまにおかれましては、止むを得ずお取引の制限等をさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

各取引に共通する規定の新旧対比表

（下線は変更部分）

現行規定	改正後
【新設】	<p>6.（取引の制限等）</p> <p>（1）当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>（2）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p>

	<p>(3) <u>前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</u></p>
<p>6. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳等とともに持参のうえ、取引店または当行本支店の店舗へ申し出てください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続きを行ったものに限りです。 (当行所定のキャッシュカードをお持ちの方はカードもご持参ください。)</p> <p>(2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行は預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が、解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>②この預金の預金者が前条第1項に違反した場合</p> <p>【新設】</p> <p>③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p>	<p>7. (解約等)</p> <p>(1) 【現行どおり】</p> <p>(2) 【現行どおり】</p> <p>① 【現行どおり】</p> <p>② 【現行どおり】</p> <p>③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④ 【現行どおり】</p>

以 上

本件に関するお問い合わせ先
 事務部 事務企画グループ
 TEL 0985-60-6080 FAX 0985-60-7040